

東京都障害者福社会館の存続を求める要望

－廃止民営化、利用料徴収に反対します

東京都知事 石原慎太郎殿

私たち、東京都障害者福社会館（以下障館）を利用している団体は、障館が東京都による直営の下で存続され、いっそうの充実が図られるよう強く要望いたします。

昨年7月に東京都から出された「行財政改革実行プログラム」の中で、私たちが日々利用している障館について「利用者負担のあり方などを検討・方針策定」という項目が掲げられていることを知りました。私たちは、事の真偽を確かめるために獅子野在宅福祉課長に話し合いを申し入れ、3月1日に話し合いの場を設けていただきました。

その際、獅子野課長から「利用料については障館利用者の皆さんに負担していただくことも含めて検討している」というお話がありさらに、「在宅福祉課としては障館の重要性は充分認識しているが、都庁の中には『都の事業として継続する必要があるのか』という意見も強くある」と障館の廃止の可能性があることを示唆されました。

私たちは、こうした課長の発言に強い危機感を感じています。

障館は私たちが長年活動の拠り所としてきた施設であり、たくさんの社会・文化活動が障館から生まれ、大きく発展してきた事は言うまでもありません。さらに、障害の種別、障害者と健常者の違いを超えた交流の推進に果たしてきた障館の役割もまた小さくありません。そうした中からたくさんの障害者団体や様々なボランティアグループも生まれています。

このような施設は、都内には他に例がなく、全国的に見ても極めて少ないのが現状です。まさに、障館は、私たちにとって欠くことのできない施設であるばかりでなく、障館なくしては活動事態が成り立たなくなる団体も少なくありません。

私たちにとって、このようかけがえのない障館の「廃止」が、たとえ、障館の今後のあり方の選択肢のひとつであるとしても、東京都の中でそうした可能性が検討されること自体きわめて心外であると言わざるをえません。

また、廃止を免れたとしても、障館の運営を指定管理者（事実上の民営化）や民間委譲へ移すとも言われています。その場合、障館の管理を引き継いだ民間事業者は、限られた予算のなかでの運営を余儀なくされ、結果として、サービスの低下は避けられないでしょう。

上記の理由から私たちは以下の項目について要望いたします。

●要望事項

- ・これからも、障館の東京都による直営を続け、廃止は絶対にしないでください。
- ・障館利用にあたっての費用徴収はやめてください。
- ・ 障館の今後の運営やあり方について、何らかの決定を行うときには事前に障館利用者、利用団体の意見を十分に聞いた上で、決定事項に利用者、利用団体の意見を反映させてください。

以上要望いたします

氏 名	住 所

取り扱い団体

東京都障害者福祉会館を守る利用者の会

〒114-0022 東京都北区王子本町 2-3-9 有馬秀雄

電話:090-4205-7622